

ドイツ森林史の一断面—領邦国家、共同体そして森林法

石井 寛

はじめに

森林政策はこれまで国家の権限として考えられてきたが(ドイツの場合は州)、歴史を振り返ってみると、森林政策の権限を巡って国家と共同体との間に激しい相克があったことが分かる。本報告はドイツのバーデン・ヴェルテンベルク州を対象にして、16世紀以降の森林法の制定過程を領邦国家、共同体との関係で把握し、森林法ひいては森林政策の性格について考察することを課題にする。

ドイツ中世の理解

報告内容との関係で領邦国家と共同体について、最新の研究成果を整理すると、ドイツでは13世紀頃から神聖ローマ帝国直属の領主が封建知行権、裁判権、森林高権など様々な特権を結びつけて領域の一括支配を志向し始めた。こうした状態を領邦国家化と言われているが、絶対主義国家化へと連動する動きである。一方、封建制が領主直営から地代荘園制に変化するなかで、村落共同体が形成され、村落の命令と禁令を実行するための組織が森番を含め造られるようになった。

森林と放牧地からなる共有地が16世紀以降において領邦国家によって侵害されるようになった背景として、領主の狩猟熱とともに、木材が不足したこと、放牧地がヒツジ飼育にとって不可欠であったことなどがある。領主の支配権を広げる根拠となったのが森林高権、野獣禁令権である。

転機としての1525年農民戦争

1525年にドイツ西南部を中心に激しい農民戦争が戦われたが、バーデンとヴェルテンベルクはシュバルツバルトを含め、その主戦場の一つであった。特にヴェルテンベルクは16世紀初めから厳しい森林保護政策を実施したことで知られており、ヴェルテンベルク伯は伯の権威ではなく、野獣禁令権によって領邦を建設したとされた。

上シュヴァーベン農民が提起した12箇条の第5条では、木材について苦情を持っていることを明らかにした上で、領主が購入しないで所有している場合、森林を共同体に返還し、共同体の自由な処分に委ねることを要求している。農民戦争の敗北は領邦国家の森林支配権を強め、16世紀以降、多くの森林令が制定されるようになった。しかし共同体や農民の力が削がれた訳ではなく、ラントシャフト制という領邦国家の仕組みのなかで生き残り、旧体制の全面的復古は生じなかった。

領邦国家による森林法の制定

ヴェルテンベルクは1532年に初めて森林法を制定し、1614年に改正している。バーデン・ドゥラッハは1574年に、バーデン・バーデンは1587年に森林法を制定した。シュバルツバルトを前部オーストリアとして統治していたオーストリアは1557年に森林法を制定している。このように領邦国家による森林法の制定が基本性格であり、歴史としての近代国家は所有者に自由を認めつつも、領邦国家による森林監督権を継承していると見ることができる。